

仕 様 書 (案)

1. 件 名 武蔵野市プレーパーク事業運営委託
2. 委託目的 本事業の目的は、「子どもが自由な発想で自由に遊べる」プレーパークでの遊びを通して、子どもたちが「土、火、水との触れあい」や「様々な年代との交流」をし、子どもの感性や生きる力を磨くことである。
3. 委託期間 令和6年度：令和6年4月1日～令和7年3月31日
令和7年度：令和7年4月1日～令和8年3月31日
令和8年度：令和8年4月1日～令和9年3月31日
4. 委託内容
 - (1) 境冒険遊び場公園におけるプレーパーク事業の管理運営
開 催 日：週3日以上
休 園 日：開催日以外及び8月13日から15日まで、
12月28日から1月4日まで
開催時間：5時間以上
開催場所：境冒険遊び場公園（武蔵野市境3丁目20番）
人員配置：遊び場スタッフ3名以上
 - (2) 大野田公園におけるプレーパーク事業の管理運営
開 催 日：週1日以上
開催時間：5時間以上
開催場所：大野田公園（武蔵野市吉祥寺北町4丁目11番）
人員配置：遊び場スタッフ3名以上
 - (3) 松籟公園におけるプレーパーク事業の管理運営
開 催 日：週1日以上
開催時間：5時間以上
開催場所：松籟公園（武蔵野市吉祥寺東町4丁目3番）
人員配置：遊び場スタッフ3名以上

※開催日の記載に関わらず、暴風、豪雨、地震、疫病、火災、暴動その他自然的又は人為的な事象の発生に際して、市と受注者協議の上で休園とし開催日を減らすもしくは開催時間を短縮することができる。

※ 止むを得ず人員が配置できない場合は、必ず市に許可を得ること。

5. 管理方法

(1) 境遊び場冒険公園について

- ① 境冒険遊び場公園管理棟（以後リーダーハウスとする。）は、開催時間外は使用しないこと。ただし、事業の運営上必要な打ち合わせ等に関する使用についてはこの限りではない。
- ② 事業の実施に伴い発生する廃棄物の処理を行い、プレーパーク敷地内、リーダーハウス及びトイレ等その付随施設について、維持管理・整理・清掃に努めること。ただし、事業以外の活動で発生し、通常の公園管理で処理すべき廃棄物は、市の責任で行う。
- ③ 簡易な日常の維持管理（門扉の開閉・注油、花壇の手入れ、除草等）は受注者が行うものとする。
- ④ 大規模な施設整備（高木の剪定、施設の補修・改修等）は受注者の要望などを聞いた上で、市の責任に於いて実施する。
- ⑤ 大規模修繕等で、事業に影響があると予想される場合、事前に市と内容及びスケジュール調整等を協議のうえ実施する。
- ⑥ 事業実施中は公園内での飲酒や喫煙がなされないよう、受注者は注意を払う。

(2) 各公園における共通事項について

- ① 開催時以外は市立公園として一般開放されるため、安全確保を徹底すること。
- ② 開催時、来園者の安全に留意するとともに、工具等の管理・片付けを徹底し、安全管理に努める。
- ③ 火の使用の際には、周辺住民及び周辺施設、気象状況等に十分配慮し、使用を中止する等の必要な措置を講じる。また利用者が火を使用する際は十分注意を払う。
- ④ 火の使用について、疑義が生じた場合は、市と協議の上、時間、場所の制限等も含めた検討を行い、対応を図るものとする。
- ⑤ 受注者は、活動に支障がないよう物品の調達に努める。
- ⑥ 受注者は、利用者の怪我や事故等が発生した場合、現場で必要な対応をとるとともに、速やかに市に連絡する。
- ⑦ 苦情については、随時、市と情報の共有を図り、また協力しながら誠意をもって対応し、より良い環境づくりに生かしていく。

6. 支払方法 委託費は、毎年度ごとに年2回に分けて支払う（4月、10月）

7. 精算方法 委託費の内訳を明らかにした精算書を委託期間の終了後、30日以内に市に提出する。精算残金が生じた場合は、市の指定した方法により直ちに返納する。

8. 広報活動 受注者は、プレーパーク事業の活動・意義などについて、広報活動に努めること。
また業務日報については毎月市に提出し、3ヵ月に1回必ず業務報告を行うこと。

9. 留意事項

- ① 受託にあたっては、事業の目的、公共性、地域性を意識した運営に留意すること。
- ② 年間事業計画書については毎年1月、年間事業報告書については毎年4月に必ず市へ提出すること。
- ③ 委託場所において、年間事業計画にない事業を実施する場合は、必ず市と協議すること。
- ④ 受注者は遊び場スタッフのスキルアップや新たな人材の育成に努めること。
- ⑤ 団体として、傷害保険及び施設賠償責任保険に必ず加入すること。
- ⑥ 行政視察・取材については、市と受注者の双方とも業務に支障のない範囲で対応し、情報の共有を常に図るものとする。
- ⑦ 児童福祉法、都市公園法等の関係法令を遵守すること。
- ⑧ 本委託業務上で入手した個人情報については、別紙「特記仕様書（個人情報の処理を含む業務委託）」に定める事項を遵守すること。
- ⑨ 受注者の責めに帰す事由無く休園とする場合、市は休園としたことにより発生する費用（休業補償等を含む）を本契約の範囲内で補償する。
- ⑩ 開催日において、暴風、豪雨、地震、火災、その他の自然災害の発生があり、市からの被害状況確認があった場合は、それに応じること。
- ⑪ この仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合には、その都度、市と協議の上で決定すること。